

7 処分決定



保管証の交付

遺言書保管官は、法第4条第1項の申請に基づいて**遺言書の保管を開始したとき**は、遺言者に対し、**保管証を交付しなければなりません**（省令第15条第1項）。
保管証に**記録されている事項**は、次のとおりです（省令第15条第2項、別記第3号様式）。

- ◆ 遺言者の氏名
- ◆ 遺言者の出生の年月日
- ◆ 遺言書が保管されている遺言書保管所の名称
- ◆ 保管番号

遺言書情報システムから出力される保管証
2通（地紋紙・普通紙）のうち、**1通（普通紙）を遺言書とともにつづり込みます。**
※準則第19条

◆ 保管証の送付請求（省令第16条、第52条）



保管証の交付を要しない場合

遺言書保管官は、遺言者が法第4条第1項の申請に基づいて遺言書の保管を開始した時から**3月を経過しても保管証を受領しないとき**は、遺言者に対し、保管証を交付することを要しなくなります。

この場合、作成した当該保管証を**廃棄することができます**（省令第17条）。

別記第3号様式

別記第3号様式（遺言書保管所）

保管証

遺言者の氏名	
遺言者の出生の年月日	
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称	
保管番号	

上記が遺言者の申請に係る遺言書の保管を開始した日。
令和 年 月 日
記録所
遺言書保管官

7 処分決定



却下手続

事案の内容が簡単なものを除き、供託課を経由して局長に内議することとされています（準則第23条）。

遺言書保管官は、**次の各号のいずれかに該当する場合**には、理由を付した決定で**法第4条第1項の申請を却下**しなければなりません（政令第2条）。

- | | |
|---|---|
| 1 | 当該申請が遺言者以外の者によるものであるとき、又は申請人が遺言者であることの証明がないとき。 |
| 2 | 当該申請に係る遺言書が、法第1条に規定する遺言書でないとき、又は法第4条第2項に規定する様式に従って作成した無封のものでないとき。 |
| 3 | 当該申請が法第4条第3項に規定する遺言書保管官に対してされたものでないとき。 |
| 4 | 申請書が法第4条第4項に定めるところにより提出されなかったとき。 |
| 5 | 申請書に法第4条第5項に規定する書類を添付しないとき。 |
| 6 | 法第4条第6項の規定に違反して、遺言者が出頭しないとき。 |
| 7 | 申請書又はその添付書類の記載が当該申請書の添付書類又は当該申請に係る遺言書の記載と抵触するとき。 |
| 8 | 法第12条第1項の手数料を納付しないとき。 |



「抵触」の判断が難しい！

遺言書保管官は、**決定書を作成**して、これを**申請人に交付**するものとされています。また、交付は、当該決定書を**送付する方法**によりすることができます（省令第18条）。

申請を却下したときは、**遺言書及び添付書類を還付**するものとされています。ただし、**偽造された添付書類その他の不正な申請のために用いられた疑いがある添付書類**については、この限りではありません（省令第18条）。

7 処分決定



取下書の提出

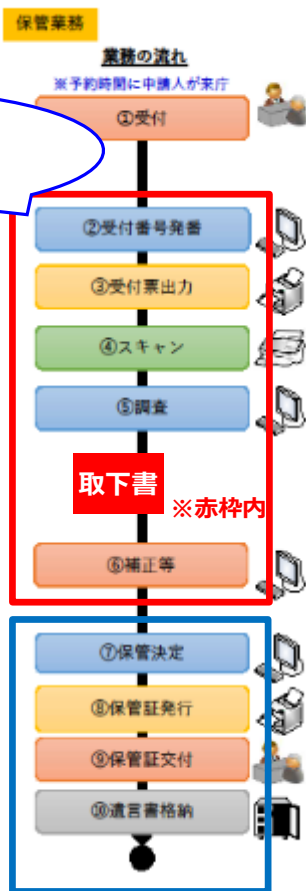
遺言書保管官は、却下しなければならない場合であっても、相当と認めるときは、事前にその旨を告げ、その申請の取下げの機会を設けることができる（準則第16条第3項）。

遺言書の保管の申請（法第4条第1項）の取下げをしようとする申請人は、その旨を記載した**取下書を遺言書保管官に提出しなければなりません**（省令第19条第1項）。

なお、前項の取下げは、法第4条第1項の申請に基づいて**遺言書の保管を開始した後は、することができません**（省令第19条第2項）。

保管開始後は、撤回の手續となります。

受付番号発番（受付票発行）後に取下げるときは取下書の提出を要します。



受付票 (保管申請)

受付年月日	令和何年何月何日
受付番号	何何何何
遺言書保管申請の種別	礼儀状遺言書/小切文宛
業務種別	保管申請

1. 個人番号カード/2. 運転免許証/3. 運転免許証/4. 印章等/5. 印章等/6. 印章等/7. 印章等/8. 印章等/9. 印章等/10. 印章等

受付票
準則第16条第1項

撤回書

※青枠内

取下書

1. 取下げの対象 受付年月日 令和 年 月 日受付
受付番号 第 号
申請種別 保管

1. 取下げの事由 書類補正のため/申請意思の撤回

上記申請を取り下げます。

令和 年 月 日

住所 _____
氏名 _____

上記代理人 住所 _____
氏名 _____

●●●● (地方) 法務局 ●●●● 支局 御中

7 処分決定



遺言者の出頭及び本人確認

代理人不可

申請人が取下げをするときは、法第4条第1項の申請をした遺言書保管所に**自ら出頭**して行わなければなりません。

また、遺言書保管官は、**取下げする者が本人であるかどうかの確認をします**（省令第19条第3項、法第5条）。

遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないといわれています（準則第17条）。

◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が**適当と認めるもの**であること。



遺言書等の還付

遺言書保管官は、取下げがされたときは、**遺言書並びに申請書及びその添付書類を還付**するものとされています。

ただし、**偽造された添付書類その他の不正な申請のために用いられた疑いがある添付書類**については、この限りではありません（省令第19条第4項、第18条第3項ただし書）。